

京都市告示第113号

京都市朱雀工房の指定管理者から、京都市こころの健康増進センター条例第4条第3項の規定に基づき、臨時に開所することについて、下記のとおり申請があったため、これを承認しました。

平成31年4月26日

京都市長 門川 大作

臨時に開所する施設名及び臨時に開所する日

施設名	臨時開所日
京都市朱雀工房	平成31年4月30日、同年5月1日及び同月2日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)